

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年10月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年10月21日（金）午後1時30分～ 保健福祉センター検診室1・2・3

2 出席者

子育て支援課 相馬課長

3 件名

子ども食堂等への支援金事業の実施について

4 会議結果

案のとおり決定する。
 一部修正の上、決定する。
 継続して検討する。
 案を否決する。
 報告を了承する。

5 会議内容

- ・市が把握している現在活動中の市民団体は4団体とのことだが、それぞれの活動状況はどのようなものか。
 4団体ともに、市の施設等を活動拠点とし、学習支援の1団体については、週2回、中学生約8名に対し支援している。子ども食堂の3団体については、月1回、年間12回の実施で、子どもたち以外も対象とし、コロナ禍のため、食材の配布を中心として活動している。それぞれの団体ともに、ひとり親家庭など経済的事情等困難を抱える家庭の子どもを対象に含んで活動している。
- ・地方創生臨時交付金の活用以外で、国は今後も子ども食堂等への支援をしていくための地方自治体への具体的な支援は示されているか。
 国の令和5年度の概算要求の中には、これまでと引き続きとなるが、子どもの貧困対策の推進として、子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくり事業に対する補助金が組み込まれている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

件名	子ども食堂等への支援金事業の実施について							
現状・課題	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰等の影響下での子育て支援策については、これまで、国のひとり親世帯等への「子育て世帯生活支援特別給付金」による5万円給付、市独自の事業として「出産育児応援給付金」による出生児1人につき10万円給付、「高校生等医療費助成」による子育て世帯の生活支援を実施してきた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響がさらに懸念される中、経済的事情等、困難を抱える家庭の子どもたちが地域で安心して暮らせる環境を維持することが課題。</p>							
付議事案	目的	<p>コロナ禍における物価高騰に直面する中、経済的な事情等の困難を抱える家庭の子どもたちが、生まれ育った環境に関係なく、地域とのつながりを持ち、安心して暮らせるよう、子どもの居場所づくりを実施している市民団体を支援する。</p>						
	対応方針	<p>子どもの居場所づくりを実施している市民団体の中でも、ひとり親など、経済的に困難な状態にある家庭の子どもたちを支える「子ども食堂」及び「学習支援」を実施している市民団体に対して支援金を交付することにより、子どもたちが地域で安心して暮らせる環境を維持していく。</p> <p>支援対象団体(次のいずれにも該当するもの)</p> <p>(1)本支援金の申請日時点において、子ども食堂(フードパントリーを含む)又は子どもへの学習支援の公益活動を1年以上(月当たり1回相当)継続して行っていること。対象事業の定義は別紙資料のとおり。</p> <p>(2)定款、規約、会則等により、自主的かつ自立的な運営を行っていること。</p> <p>(3)5人以上で構成され、その2分の1以上が市内に在住。在勤又は在学していること。</p> <p>(4)活動拠点が市内にあり、かつ、主に市内において公益活動を行っていること。</p> <p>(5)年間の活動計画及び実績を有し、事業内容や収支が明らかであること。</p> <p>(6)政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。</p> <p>(7)暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。</p> <p>支援金額 1団体当たり 5万円(定額)</p> <p>支援方法 市民団体からの申請により支援金を交付する。</p> <p>財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用</p>						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の可否について ・事業実施の方法について 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が把握している団体のほかにどのくらい対象となる団体があるか要確認。 ・子ども食堂と学習支援の定義を明確にすること。 							
今後のスケジュール	令和4年 11月1日	議会臨時会へ補正予算上程						
	11月下旬	申請受付開始						
	12月下旬以降	随時支援金振込						
	令和5年 1月31日	申請期限						
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
条例規則	無			報道発表	有	プレスリリース		
議会説明	有	議員全員協議会		広報・HP等	有	HP、広報紙		
市民参加	無							
付議書公表	公開	非公開	部分非	時限非	(議員全員協議会 まで)			
参考情報	関係法令等							
	関係課	企画政策課						
	事業費	303千円(うち特定財源)				303千円)		
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

令和4年10月21日
行政経営戦略会議資料

子ども食堂等への支援金事業（概要）

事業目的	コロナ禍における物価高騰に直面する中、経済的な事情等の困難を抱える家庭の子どもたちが地域で安心して暮らせるよう、子ども食堂等を運営する市民団体に対し、支援金を交付する。
実施主体	白井市
支援対象団体	次の要件のいずれにも該当する市民団体とする。 (1) 本支援金の申請日時点において、子ども食堂（フードパントリーを含む）又は子どもへの学習支援の公益活動を1年以上（月当たり1回相当）継続して行っていること。 (2) 定款、規約、会則等により、自主的かつ自立的な運営を行っていること。 (3) 5人以上で構成され、その2分の1以上が市内に在住。在勤又は在学していること。 (4) 活動拠点が市内にあり、かつ、主に市内において公益活動を行っていること。 (5) 年間の活動計画及び実績を有し、事業内容や収支が明らかであること。 (6) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。 (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。
支援対象事業	次の要件のいずれかに該当する事業内容が事業計画書等に明記され、かつ無償または低廉の実費徴収により事業実施されていること。 (1) 子ども食堂（フードパントリー含む） ひとり親など経済的に困難な状態にある家庭の子どもたちを対象に含み、食事の提供を行う「子ども食堂」又は食材の配布「フードパントリー」として事業を実施していること。 (2) 学習支援 ひとり親など経済的に困難な状態にある家庭の子どもたちを対象に含み、学習習慣の定着、基礎的な学力向上等、自主的な学習の支援を実施していること。

支援金額	1団体当たり 5万円(定額)
支援方法	市民団体からの申請により支援金を交付する。
申請期限	令和5年1月31日(火)まで
補正予算	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用</p> <p>歳出予算額：303,000円 3款2項1目 原油価格・物価高騰対応に要する経費(子ども食堂等支援金)</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援金 300,000円 ・事務費(通信運搬費、手数料) 3,000円 <p>歳入予算額：303,000円 15款2項1目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>
スケジュール	<p>令和4年11月 1日 議会臨時会へ補正予算上程</p> <p>11月下旬 申請受付開始</p> <p>12月下旬以降 随時支援金振込</p> <p>令和5年 1月31日 申請期限</p>